

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております)

## 3254号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>



秋の色に染まる童話「ごんぎつね」の里山 (愛知県阿久比町)

### もくじ

随情 政 政

想報 策 策

い	町村ご当地キャラしまん いなみ野台地の歴史―水をもとめて―	高	「企業版ふるさと納税」 ―官民連携による地方創生の実現を目指して― 内閣府 地方創生推進事務局 参事官 白水 伸英・河野 昂平…(2)
電	電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課長 下堀 友数…(6)	経	経済産業省 資源エネルギー庁 放射線廃棄物対策課長 兵庫県稲美町長 中山 哲郎…(11)

### 写真キャプション

「ごんぎつね」の舞台になったといわれる権現山には、近年も野生のキツネが生息し、童話の世界観そのままのどかな里山風景が広がる。山の近くを流れる矢勝川沿いでは、四季折々で花が川沿いを彩り、春はサクラやツツジ、秋には300万本以上の彼岸花が一斉に花をつけ、彩りにあふれた風景が広がる。

### コラム

## 都市住民と「むら」と「ムラ」

農業ジャーナリスト・明治大学客員教授

榎田 みどり

先日、東京都清瀬市で、シンポジウム「農でつながる・つなげる私たちの皆農宣言」に講師として参加した。事前に実施された非農家市民と都内農業者のアンケート調査報告があったのだが、実に興味深かった。

非農家都市住民には「農に何らかの形で関わりたい」と思っている人が多い一方で、農地を借りるのは「時間・距離・農具・ノウハウ・体力などを考えると管理を継続していくのは不安」という声が多く、逆に、農業者では、農地を借りたい都市住民に「条件次第では農地を貸すことも検討する」との回答も多いが、「基本的には貸さない。興味本位では長く続かないのでは」など不安視する声も少なからずあったのだ。

農に関心はあるけれど、関わる自信がない都市住民。都市住民の関心自体は、歓迎とは言わないまでも受け入れるが、継続性を信用できない農業者という図式で、この両者の距離をどう縮めるかがシンポジウムの大きなテーマになった。

結論だけ言つと、都市住民が徐々に農業者との関わりを深め、技術や農の世界への知識を深められるようなステップ・バイ・ステップの仕組みづくりの一方で、その仕組み

を通じて農業者と消費者との距離を縮め、農業者の消費者への信頼を高めることで、ミスマッチを減らす重要性があると感じた。

これは現在の都市と農村の意識格差に関する課題と重なる部分が多いと感じる。ある町が公開した田舎暮らしの心得が、SNSで「ムラ社会の闇」と批判された。また、「ヴィレッジ」や「ガンバル」など、「ムラ社会」の同調圧力や閉鎖性を取り上げた映画やドラマが増えているとの記事が朝日新聞に掲載された。

「ムラ」という言葉は、「原子力ムラ」「永田ムラ」とマイナスの意味で使われる。一方で「むら」は、「コミュニティ(共同体)」「相互扶助」などプラス・イメージで語られることも多い。「ムラ」と「むら」のイメージの差は大きく、都市と農村の意識格差が開くほど、そのイメージ格差も増幅していると感じる。

であれば、「むら」の魅力や価値を、農村に関心のある都市住民に理解してもらうには、やはりステップ・バイ・ステップで徐々に関係を近づける仕組みづくりが必要ではないか。多少のハレーションも、それで互いに背を向けるのではなく、逆に両者の距離を縮める機会に活かせたらと思う。

# 「企業版ふるさと納税」 —官民連携による地方創生の実現を目指して—

内閣府 地方創生推進事務局 参事官 白水 伸英・河野 昂平

## 1. はじめに

全国で人口減少や少子高齢化が進み、地域の社会課題が複雑化している中で、地方創生を実現していくためには、地方公共団体が主体的に地域課題の解決に取り組むだけでなく、企業(民)の力を活用し、官民連携により取組を進めていくことが必要である。また、SDGsへの関心の高まり等から、地域の社会課題の解決に積極的に取り組む企業・人材も増えており、こうした民間の資金や人材を地方に還流させる必要がある。

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、「民」の力を寄附を通じて活用し、官民連携により地方創生の実現を図る取組として平成28年度に創設されたものである。

本稿では、「企業版ふるさと納税」の制度概要をはじめ、近年の寄附実績や寄附の活用事例、「企業版ふるさと納税」の活用促進に向けた国の取組を中心に紹介する。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的な見解であり、筆者の所属する内閣府の公式的な考え方ではないことをご了承ください。

## 2. 「企業版ふるさと納税」の概要

(1)「企業版ふるさと納税」について  
地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)は、平成28年度に新たな民間資金(寄附)の流れを創出し、地方創生に取り組む地方を応援するために、令和元年度までの特例措置として創設された。

その後、令和2年度税制改正において、地方創生のさらなる充実・強化に向け、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、適用期限を5年間延長(令和6年度まで)するとともに、法人住民税、法人事業税、

法人税の税額控除の割合を寄附額の最大3割(平成28年〜令和元年度まで)から最大6割の2倍に引き上げ、損算入による軽減効果と合わせ、税の軽減効果を寄附額の最大約9割としたほか、国による地域再生計画の認定後、「寄附(受入れ)の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領を可能にするなど、手続きの簡素化等が行われた。

活用の流れとしては、①地方公共団体が地方版総合戦略を策定、②策定した地方版総合戦略をもとに、地方公共団体において地域再生計画を

作成、③内閣府が各地方公共団体において作成された地域再生計画を認定、④企業が賛同できる「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に寄附し、地方公共団体は受領証を交付、⑤企業が受領証をもとに、地方公共団体や税務署に対して本税制の適用がある旨を申告・税額控除となる。(資料1)

### (2)寄附の要件

寄附の下限額は10万円と低めの金額に設定されており、より多くの企業が寄附できるよう制度設計を行っている。

一方で、企業の本社が所在する地方公共団体への寄附については、「企業版ふるさと納税」の対象とならない。本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」を指しており、既に納税などの形で十分貢献していることから、「企業版ふるさと納税」の優遇措置の対象外としている。例えば、A県B市に本社が所在している場合には、A県とB市への寄附は本制度の対象外となる。

また、三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村についても、自主財源による事業執行が可能な財源超過団体であること等から対象外と

政 策

企業版ふるさと納税

資料1

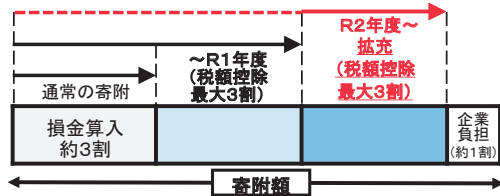
地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
  - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
  - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定

- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

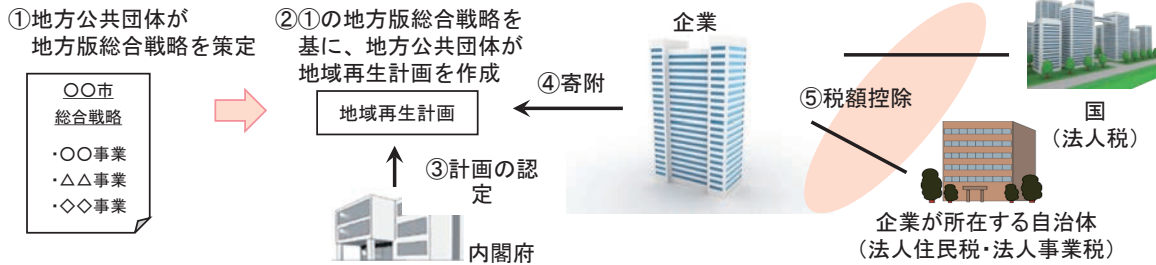
※ 以下の地方公共団体は対象外。  
 ①不交付団体である東京都  
 ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村  
 ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,564市町村 (令和5年8月18日時点)

ついで。

さらには、地方公共団体と企業の間で健全な寄附が行われることを担保するため、地方公共団体は、寄附を行う企業に対して、寄附の代償として経済的な利益を供与してはならないとしている。具体的には、寄附の代償として、補助金を交付することや入札や許認可において便宜の供与を行うこと等を禁止している。このことについて、令和4年6月に、一問一答形式での解説（寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること）についての解説を作成しており、企業版ふるさと納税ポータルサイトにて公表しているの、ご関心がある場合は併せてこちらもご覧いただきたい。

(3) 「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」について

「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」は、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図ることを目的に、令和2年10月に創設された。具体的には、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附があった年度に、当該企業の人材

が、寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用された場合や、地域活性化事業を行う団体等であって、寄附活用事業に関与するものにおいて採用された場合のことをいう。

地方公共団体側としては、人件費を負担することなく、専門的知識・ノウハウを有する人材を受け入れることができ、当該人材に寄附活用事業・プロジェクトに従事してもらうことで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができるというメリットがある。また、企業側としては、派遣した人材の人件費相当額を含む事業費の寄附により、法人関係税の軽減がただでなく、派遣した人材が事業に参画することで企業ノウハウの活用による地域貢献がしやすくなったり、人材育成の機会として活用できるというメリットがある。

活用にあたっては、地方公共団体は寄附企業の人材を受け入れること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにすることによる透明性の確保や寄附企業への経済的利益供与の禁止、地域再生計画に記載する効果検証の実施等に「留意いただきたい。

### 企業版ふるさと納税に係る令和4年度寄附実績について

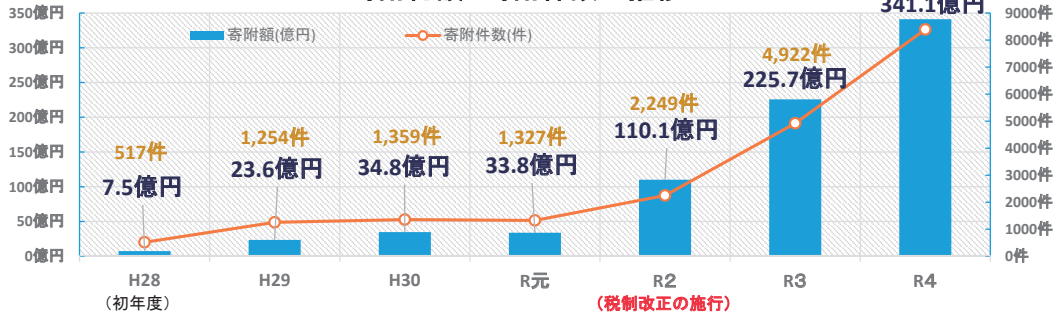
資料2

- 令和4年度の寄附実績は、令和2年度税制改正による税額控除割合の引上げ等もあり、前年度に引き続き **金額・件数ともに大きく増加**（金額は前年比約1.5倍の341.1億円、件数は約1.7倍の8,390件）
- 一層の活用促進に向け、引き続き **関係府省とも連携し、企業と地方公共団体とのマッチング会を開催**するとともに、寄附の獲得に向けた **企業への訴求力・提案力の強化を図るための研修会等**を実施

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (税制改正の 施行)	R3年度	R4年度	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	225.7億円 (+105%)	<b>341.1億円 (+51%)</b>	776.5億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	4,922件 (+119%)	<b>8,390件 (+70%)</b>	20,018件

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。

#### 寄附総額と寄附件数の推移



寄附額が約1.5倍

### 3. 「企業版ふるさと納税」の寄附実績・活用事例

#### (1) 寄附実績

令和2年度税制改正による税額控除割合の引き上げ以降、金額・件数ともに大幅に増加しており、令和4年度の寄附実績は対前年度から約1.5倍となっている（金額は対前年度比約1.5倍の341.1億円、件数は同約1.7倍の8,390件）。また、寄附企業数も寄附額同様に、令和4年度は対前年比約1.5倍となっている（寄附企業数は対前年度比約1.5倍の4663社）。（資料2）

#### (2) 寄附の活用事例

「企業版ふるさと納税」による寄附を財源とし、例えば、徳島県神山町では、「神山まるごと高専」の設立を支援するとともに、奨学金制度の整備による一部授業料無償化も行い、新たな地方創生につなげている。また、北海道大樹町では、ロケット発射場や滑走路を備えた宇宙港「北海道スペースポート（HOSPO）」を整備し、町内に宇宙関連産業という新たな産業をつくり、若者の就職・移住につなげている。その他、ワーケーション施設の整備等による関係人口の創出や、町内外の企業と協働

### 4. 「企業版ふるさと納税」の活用促進に向けた国の取組

国においては、企業版ふるさと納税ポータルサイトに企業が事業を検索しやすいよう分野別の寄附募集事業一覧の掲載や事業の紹介動画へのリンクの掲載、関係省庁と連携しつつ、寄附意向のある企業と地方創生に取り組む地方公共団体とのマッチング会の開催等を行っている。また、令和3年10月には「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」制度を創設し、マッチング会の参加者に対するアドバイザーによるアドバイスの実施や相談会の開催、令和5年度からは都道府県が主催する研修会に対するアドバイザーの派遣等も行っており、「企業版ふるさと納税」の活用促進に向け、さ

し環境負荷を下げる商品展開や仕組みの開発等、全国の町村においてもさまざまな取組が行われている。また、「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」においても、例えば、山形県舟形町では、ITのノウハウを有した企業人材が町デジタル活用支援員として従事し、庁内のデジタル化や住民のITリテラシーの向上に貢献するなど、さまざまな取組において活用されている。（資料3）

政 策

「企業版ふるさと納税」寄附活用事例

資料3

北海道大樹町

寄附実績：910,600千円（R4.12月時点）

- 大樹町や地元企業が出資して設立した運営会社とともに、**ロケット発射場や滑走路を備えた宇宙港「北海道スペースポート（HOSPO）」を整備する**。スペースポートを中核に航空宇宙関連産業を集積させ、北海道における産業推進と地域活性化を図る。
- 令和3年度においては目標としていた**5億円を大きく上回る寄附を受け入れ**、令和4年9月には小型人工衛星打上げ用の新たなロケット発射場の建設を開始。
- 寄附等を通じてつながりをもった**80近い企業等をサポーターとして組織し、定期的にプロジェクトの進捗を報告する**など、継続的な関係を構築。**町内の宇宙関連産業に若者が就職・移住**することで、**人口減に歯止め**がかかり始めている。



北海道宇宙サミット2022

徳島県神山町

寄附実績：1,225,480千円（R4.12月時点）

- 令和5年4月開校の「**神山まるごと高専**」の設立を支援。高専では、**ソフトウェアやAIなどのテクノロジー、デザイン、起業家精神**を学べるほか、**寄附を活用して奨学金制度を整備**することで、**一期生の授業料無償化**を実現。
- 中山間地域の過疎の町でありながら、**サテライトオフィスの進出により「地方創生の聖地」と**呼ばれる当町に、初めてサテライトオフィスを設置した会社の社長がプロジェクトを立ち上げるなど、これまでの**地方創生の取組の積み重ねが新たな価値の創造につながった**。
- 学校設立により**5年間で200人の学生及び20人程度の教職員が転入**する見込みであり、町が掲げる**KPI達成に大きく寄与**。



「神山まるごと高専」校舎及び寮

(株)宮崎太陽銀行 ⇒ 奥霧島地域商社ツナガルたかはる(株) (官民連携産業創出事業)

- 高原町、(株)宮崎太陽銀行、(株)宮崎太陽キャピタル、奥霧島地域商社ツナガルたかはる(株)との4者連携協定を締結し、**企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用した官民連携プロジェクト**を実施。
- 企業戦略マネージャーとして地域商社に派遣された人材が、**民間の専門的知識やノウハウを活かして**、地域商社の運営支援（経理、総務などの会社基盤構築等）や**地域資源を生かした新商品開発、観光資源を生かした収益モデル構築等の業務に従事**することで、地域商社の安定的な運営や発展に結び付いている。
- 現在は、ゼネラルマネージャーとして地域商社全体を統括し、併せて地域各団体との調整役も担っている。



人材派遣に係る連携協定式

リングロー株式会社 ⇒ 山形県舟形町 (デジタルファースト推進事業)

- 廃校活用事業を契機に包括連携協定を締結し、より一層広範な連携のため人材派遣を実施。
- 派遣人材は、IT企業のノウハウを活かし、町デジタル活用支援員としてデジタルファースト推進室に従事し、**庁内のデジタル化や町民のITリテラシーの向上に貢献**。「誰一人取り残されない」社会を実現するため、**デジタル人材の育成や町民のデジタルデバインド解消に向けた環境整備を積極的に実施**。



包括連携協定式

さまざまな取組を行っているところである。

5. 「企業版ふるさと納税」のKPI

これまで第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）においては、KPIについて「企業版ふるさと納税を活用したこのある地方公共団体の数」を「1000団体」（平成28年〜令和6年度累計）としていたが、令和3年度実績でこれを上回ったことから（平成28年〜令和3年度累計で1028団体）、新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）では、これを大幅に引き上げ、同「1500団体」（令和9年度まで）とするKPIが設定された。

これを踏まえ、国においては企業と地方公共団体とのマッチング機会のさらなる充実を図るなど、「企業版ふるさと納税」の活用促進に向けた取組を一層強化するようしている。

6. おわりに

以上、「企業版ふるさと納税」の制度概要や寄附の活用事例等について紹介してきたが、町村長各位並び

に町村職員の皆さまにおいては、本記事を参考として、「企業版ふるさと納税」をより一層積極的に活用いただければ幸いです。

はじめにも述べたように、地域の社会課題が複雑化している中で、全国各地で地方創生を実現していくためには、従来の取組に加え、民間の力を活用した官民連携による取組を進めていくことが必要である。そのような取組を推進させる手段として、「企業版ふるさと納税」は非常に効果的な制度であると考えている。「企業版ふるさと納税」が各地域の地方創生の深化につながることを期待している。

お問合せ先

内閣府 地方創生推進事務局  
 電話：03-6257-1142-1  
 メール：kigyoturu@cas.go.jp

休刊のお知らせ

9月25日付の町村週報につきましては、休刊とさせていただきます。第3255号は10月2日付の発行となりますので、ご了承の程、よろしくお願いたします。

# 高レベル放射性廃棄物の 最終処分事業と今後の取組について

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部 放射性廃棄物対策課長 下堀 友数

## 1. はじめに

わが国では、過去半世紀にわたる原子力を利用してきた結果、それに伴い発生した使用済燃料が、全国の原子力発電所等に保管されています。使用済燃料の再処理により発生する高レベル放射性廃棄物は、人々の生活環境に影響を与えないよう地層処分(最終処分)する方針です。最終処分の実現に向けては、廃棄物を発生させた現世代が将来世代に負担を先送りしないよう、国が前面に立つて取り組んでいるところです。取組にあたっては、最終処分事業の実現が社会全体の利益であるとの認識に基づき、その実現に貢献する地域に対する敬意や感謝の念が、広く国民の皆さまに共有されることが重要と考えています。

2017年7月、国が「科学的特性マップ」を公表し、これを契機に、原子力発電環境整備機構(以下、「NUMO」とも)に全国で対話活動を展開してきた中、2020年11月、北海道寿都町と神恵内村において、文献調査を開始させていただいており、現在も調査及び地域対話を実施しています。引き続き、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」

(以下、「最終処分法」)に基づき、地域の理解を得ながら、全国のできるだけ多くの地域で文献調査を実施し、段階的な調査ステップを踏みつつ、一歩ずつ着実に取り組めます。

## 2. 最終処分法の制定

最終処分の方法については、原子力発電の利用が始まる1966年よりも前から検討がなされてきました。1999年には、旧・核燃料サイクル開発機構(現・日本原子力研究開発機構)から、専門家や研究機関による20年以上の調査研究を踏まえた報告書「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性―地層処分研究開発第2次取りまとめ―」が公表され、日本においても地層処分を事業として進めるための技術基盤が整備されたことが示されました。また、こうした技術的な検討と並行し、立地選定プロセスや処分実施主体等の在り方等の制度的な検討が行われた結果も踏まえ、最終処分法が2000年に制定されました。

最終処分法では、①処分実施主体たるNUMOの設立、②段階的な処分地選定調査プロセス(文献

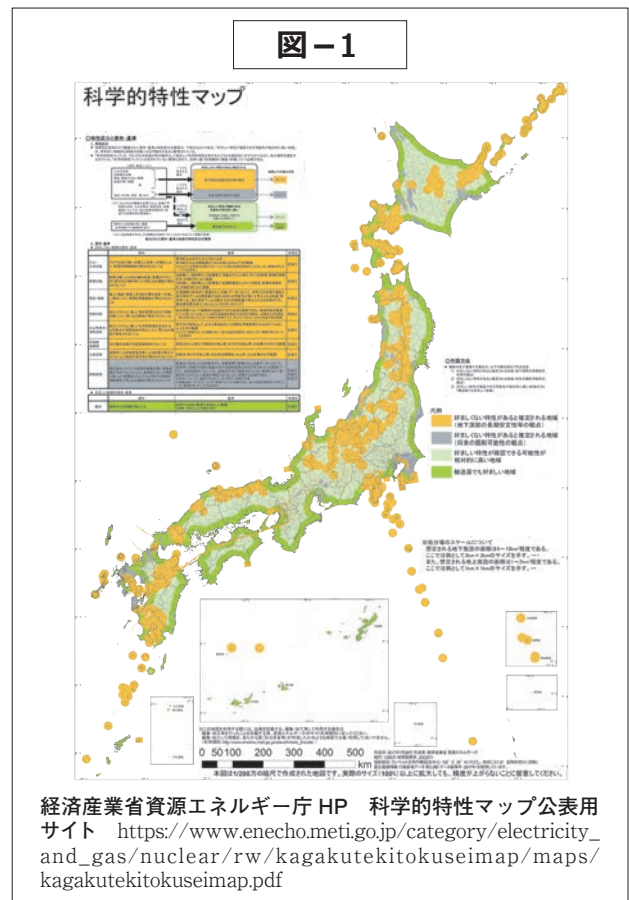
調査、概要調査、精密調査)、③基本方針及び最終処分計画の策定、④電気事業者等による原子力発電電力量等に応じた処分費用の拠出等、特定放射性廃棄物の最終処分のための制度的な枠組みが整備されました。

## 3. 科学的特性マップの公表

科学的特性マップ(図1)は、地層処分に関する地域の科学的特性について、火山や活断層等に関する既存の全国データに基づいて一定の要件・基準に従って客観的に4色に色分けした全国地図です。火山や活断層など好ましくない特性がある地域をオレンジで、地下に有用鉱物資源があるなど将来人間が近づきにくい場所を、地層処分に好ましい特性が確認できる可能性が高い地域としてグリーンで示しています。さらに、海岸からの距離が20km以内の地域は、輸送面でも好ましい場所として濃いグリーンに区分しています。この濃いグリーンが、国土の約3割、一部でも含まれる自治体数は約900あり、日本でも地層処分に好ましい特性が確認できる可能性が高い地質環境が広く存在していることをわ

政 策

かりやすく示しています。科学的特性マップの公表は、あくまでも、科学的な情報を客観的に提供し、地層処分という処分方法の仕組みやわが国の地下環境等に関する国民理解を深めていただくためのものであり、いずれの自治体にも処分場等の受け入れの判断をお願いするものではありません。実際にその場所での安全な地層処分ができる可能性があるかどうかについては、地域の理解を得ながら実施する処分地選定プロセスの中で、詳しく調査していく必要があります。



4. 文献調査の開始

2017年に科学的特性マップを公表してから、地層処分について全国の皆さまに社会全体の課題として関心を持ってもらうため、福島県を除く全国各地で170回以上の説明会を実施するなど様々な対話活動に取り組んでいます。

こうした中、地層処分事業に関心を持っていたいた北海道寿都町と神恵内村で2020年11月に文献調査を開始しました。

寿都町においては、町が議員や産

5. 処分地選定プロセス

最終処分法上の調査は、文献調査、概要調査、精密調査を経て、最終処分施設建設地を選定することとしていきます（図-2）。この全調査期間にわたって、放射性廃棄物を持ち込むことは一切ありません。文献調査は、全国規模の文献やデータに加えて、地域固有の文献やデータを調査・分析して情報提供を行い、地域における理解の促進を図るものであり、いわば対話活動の一環です。

次の概要調査に進もうとする場合には、都道府県知事と市町村長の意

見を聴き、これを十分に尊重することが法律で定められており、当該都道府県知事または市町村長の意見に反して、先へ進むことはなく、仮に反対の意見があった場合は、当該市町村は最終処分法上の処分地選定プロセスから外れることとなります。

また、文献調査の実施地域には、電源立地地域対策交付金制度での支援をご用意しています。文献調査自体は机上調査であり、いわば対話活動の一環ではありますが、それでも地域にさまざまな負担をおかけする場合もあると認識しています。こうした中、電源立地地域対策交付金制度は、国として地域の皆さまに敬意と感謝を示し、地域の発展と住民の皆さまの福祉の向上を図るため、全面的にサポートさせていただくものです。なお、仮に、次の概要調査に進まなかった場合でも、文献調査で得られた技術的ノウハウや対話活動で得られた経験は、他地域での文献調査にも活用可能と考えているため、交付金の意義はあるものと考えています。

6. 今後の取組

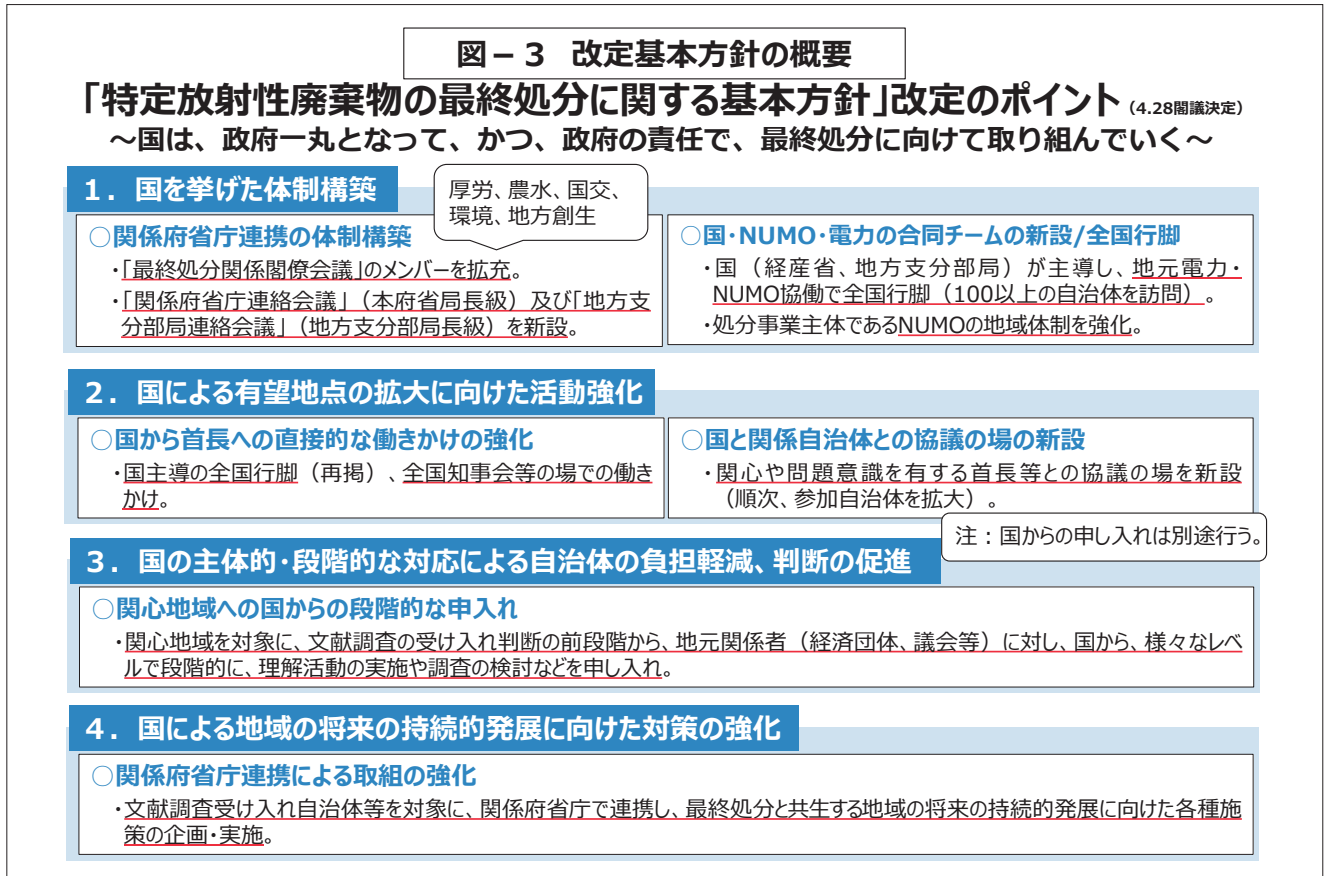
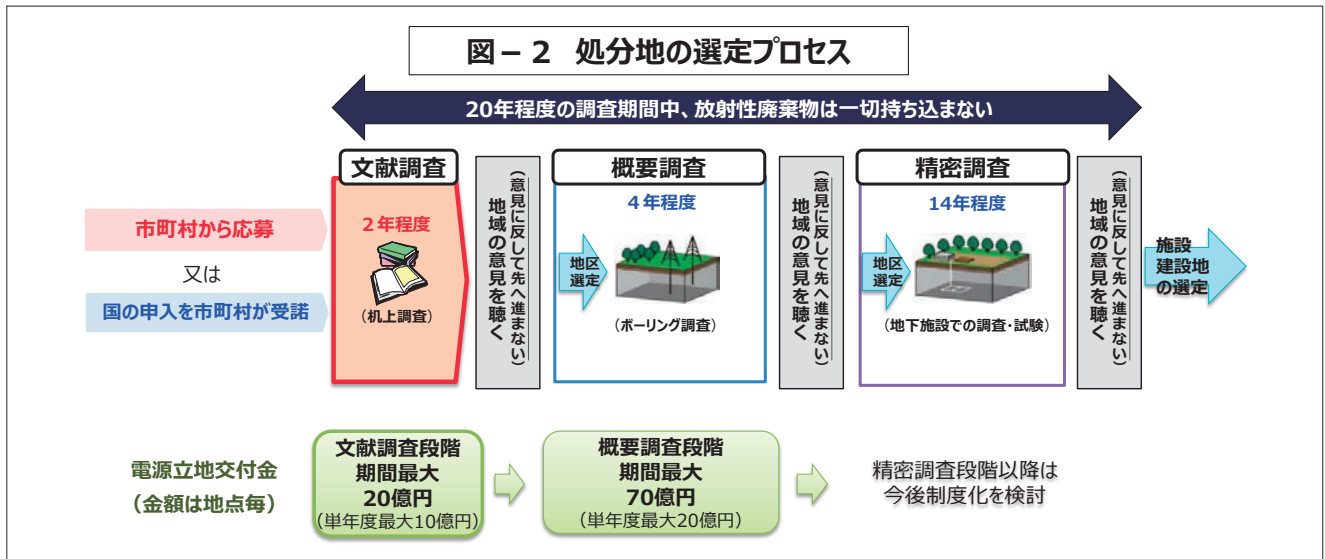
昨年開催されたGX（グリーン・トランスフォーメーション）実行会

政 策

議等を通じて、安全性が確認された原発の再稼働や運転期間の延長、次世代革新炉の開発・建設等に関する方針が示されています。使用済燃料の再処理により発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分は、こうした原子力の利用に伴う重要な課題であり、昨年12月のGX実行会議では、岸田総理から、最終処分の実現に向け、政府を挙げて取組を進める旨の発言がありました。

これを受け、国が政府一丸となって、かつ、政府の責任で最終処分に向けて取り組んでいくべく、本年4月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」の改定を閣議決定しました。

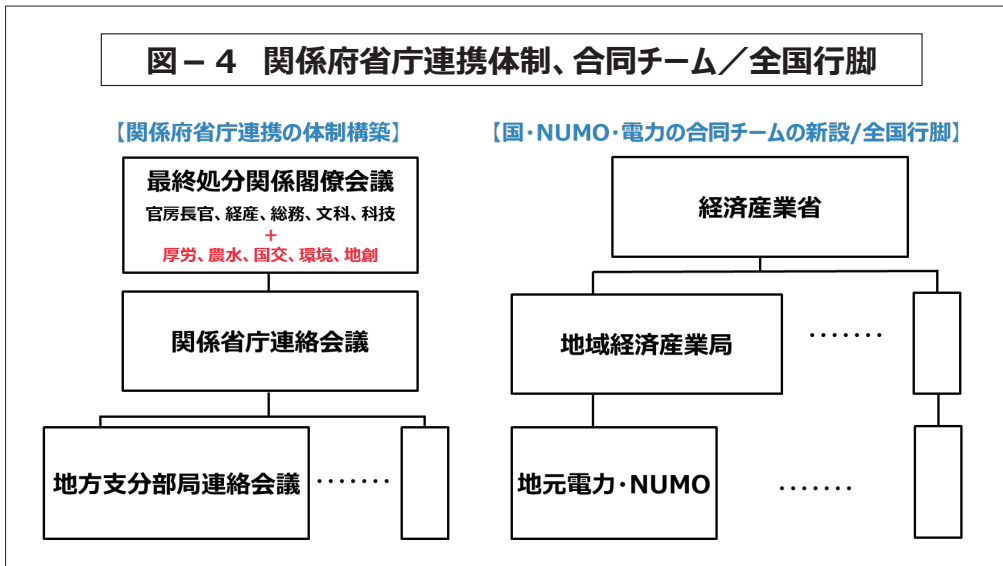
改定のポイントは、①国を挙げた体制構築、②国による有望地点の拡大に向けた活動強化、③国の主体的・段階的な対応による自治体の負担軽減、判断の促進、④国による地域の将来の持続的発展に向けた対策の強化です（図-3）。





政 策

図-4 関係府省庁連携体制、合同チーム/全国行脚



具体的には、①国を挙げた体制構築として、「最終処分関係閣僚会議」のメンバーを拡充し、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府地方創生担当大臣が参画しました。さらに、その下に局長

級で構成される関係府省庁連絡会議とブロックごとの地方支分部局連絡会議を設置し、本年5月から6月にかけて1回目の会議を開催しました(図-4)。

平行して、地方支分部局連絡会議と同じ全国9ブロックにおいて、国・NUMO・電力事業者の合同チームを新設し、7月から、全国の地方公共団体等を個別訪問する全国行脚を実施しています。最終処分に関する最新の情報提供を行うとともに、関心地域に関しては、説明や学習支援のほか、地域共生に係る自治体のニーズ聴取等を行います。訪問先は、科学的特性マップのグリーン沿岸部を中心に、少なくとも100自治体を当面の目標としつつ、複数年かけてすべてのグリーン沿岸部訪問を目指すこととしています(図-4)。

②国による有望地点の拡大に向けた活動強

化としては、関心や問題意識を有する自治体の首長等との協議の場を設け、最終処分をはじめ原子力を巡る課題と対応について、国と地域で共に議論・検討を行うことにしています。なお、この場合は、国から文献調査の申し入れを行う場ではありません。

③国の主体的・段階的な対応による自治体の負担軽減、判断の促進としては、従来の公募方式と市町村長への調査実施の申し入れに加え、関心のある自治体の実情に応じて地元経済団体、議会等に対し、国からさまざまなレベルで段階的に、理解活動の実施や調査の検討等を申し入れます。

④国による地域の将来の持続的発展に向けた対策の強化としては、文献調査受け入れ自治体等を対象に、関係府省庁で連携し、最終処分と共生する地域の将来の持続的発展に向けた各種施策の企画・実施を進めていくこととしています。

特に①の全国行脚については、全国でできるだけ多くの自治体を国主導で訪問し、直接首長に対して、最新のエネルギー政策や現在の最終処分政策の状況等の情報提供を行うことで、国と自治体との相互理解を深めるための理解促進活動です。この

ため、この全国行脚で、文献調査の申し入れ等、国から何かを押しつけることはありませんし、首長の皆さまとの率直な意見交換ができるよう、匿名性も適切に確保してまいります。これを読まれた町村長、役場の皆さまにおかれましては、国から訪問についてお伺いがあった際には、このような観点を踏まえてご検討いただければ幸いです。また、もしご関心を持っていただけましたら、お問合せ先にご連絡いただければと思います。

引き続き、全国の皆さまに最終処分事業について、ご理解を深めていただくとともに、文献調査実施自治体を拡大できるよう、「改定基本方針」に沿って、最終処分に向けた取組を加速していきます。

**お問合せ先**  
 経済産業省 資源エネルギー庁  
 電力・ガス事業部  
 放射性廃棄物対策課  
 担当：桑原  
 電話：03-35501-1992  
 メール：bzj-s-denga-go.jp  
 hoshaseihaikibusu@meti.go.jp

# 町村

# ご当地キャラじまん

Vol.128

特産品だけじゃない!

文化・歴史を身にまとして観光大使!!

ご当地自慢の美味しいものや伝統行事を身にまとい、体を張ってPRしているご当地キャラたちを紹介するコーナーです。今回は、西ブロック(中国・四国・九州・沖縄)からピックアップ。



西ブロック



女の子のフーちゃん(写真右)、男の子のユーくんとも1995年11月23日生まれ。甘さいっぱい優しい性格。特技は柿の種を遠くに吹き飛ばすこと。それぞれ南部町の柿畑で生まれ、劇的に出会い、恋に落ちてからはいつも一緒。

南部町マスコットキャラクター

フーちゃん・ユーくん

鳥取県南部町

平成7年(1995年)生まれの「フーちゃん」と「ユーくん」は、山陰地方最古のご当地キャラです。平成20年(2008年)に、着ぐるみの原画とコンビ名を公募し、リニューアルを実施。「なんぶカッキーズ」というコンビ名が付きましました。南部町の特産品「富有柿」をモチーフとしていて、柿農家の仕事着を着ています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となるまで、毎年11月23日に開催されていた「全国柿の種吹き飛ばし大会」は、旬の「富有柿」を味わい、種を吹き飛ばしてその飛距離を競うという南部町の秋の風物詩で、ふたりは応援団として毎回参加していました。やさしい笑顔の癒し系マスコットとして人気の「フーちゃん」と「ユーくん」。「富有柿」を全国に広め、南部町をPRするため、これから仲良し活動していきます。

小国町観光PRキャラクター

おくたん

熊本県小国町



畜産業振興のため、昭和32年(1957年)に乳用牛としてジャージー牛を導入し、55周年という節目を迎える年の前年、平成24年(2012年)に町内のお祭りにてデビューした「おくたん」。もちろん、ジャージー牛をモチーフとしており、杉をイメージした緑色の山型帽子には、豊富な湯量を誇る温泉を表現するため、温泉マークをつけています。ピンクのポケットには夢がいつぱい入っていて、ピンクのハート型をした前足のひづめでタッチされるのと、心がほっこり温まり、元気がわいてくるのだとか。最近はエゴについて興味をもつようになり、地元ケーブルテレビの番組「週刊おくちゃん」に出演し、環境にいいことをアピールしています。これからも、かわいい笑顔を振りまきながら、小国町のPR活動を続けていきます。



2月24日生まれ(ジャージー牛が小国町に初めて来た日)。おだやかでのんびり屋さん。大きな瞳で新しいことや楽しいことをすぐに発見する。趣味は温泉にのんびりつかること。ピンクのハート型の前足のひづめがチャームポイント。

沖縄本部美らまち観光大使

ぶとモー

沖縄県本部町



日本一早咲きの桜の名所・八重岳で誕生。誕生日、年齢、性別はひみつ。好奇心旺盛なだけとちよつぷりシャイ。特技の空手はなんと黒帯!

平成23年(2011年)に公式キャラクターのデザイン公募を実施し、翌年に誕生した「ぶとモー」。本部町のキャッチフレーズ「太陽と海と緑 観光文化のまち」から連想される太陽の赤、海の青、緑(自然)の緑をメインにした、カラフルなデザインになっています。頭は町章をモチーフとしており、全身で本部町を表現しています。お腹のあたりに見える黒いリボンは、実は空手の名手である「ぶとモー」の黒帯なのだとか。名前は町名を逆に読んだものですが、学芸と武芸の両方に秀でている町民性を表す「武本部」にもあやかっています。グッズやLINEスタンプ等も販売されているほか、「沖縄本部美らまち観光大使」に任命されていることから、本部町観光協会のホームページ内では、イラストの「ぶとモー」が大活躍。これからも本部町のPRのために活動していきます。

今回は、東ブロック(北海道・東北・関東)からご紹介いたします

随 想

稲美町は、兵庫県南部に位置し、神戸市、明石市、加古川市、三木市に囲まれる、面積34・92km<sup>2</sup>、人口約3万人の町です。農地やため池などの緑あふれる田園風景と、地域の豊かなつながりや、子育てがしやすい良好な住環境が特徴です。

地形は「いなみ野台地」と呼ばれる洪積台地で、大きな川や山はありません。瀬戸内式気候のため降水量が少なく、かつては農業用水の便が極端に悪い地域でした。このため先人たちは水をもとめて多くのため池を造り、さらに、疏水事業により遠



いなみ野台地の歴史

―水をもとめて―

兵庫県稲美町長

中山 哲郎

して新鮮なトマト、キュウリやキャベツなどが生産されています。これらの農産物や特産品「いなみのメロン」は、町内の直売所においても多くのお客様からご好評をいただいています。

この度は、このように水をもとめて苦勞してきた稲美町の歴史についてお話ししたいと思います。先ほど述べましたように県内最古の天満大池が築造されたとされるのが白鳳3年(西暦675年)、万葉集にも「いなみ野」として詠まれた地域である稲美町では、時が進み江戸時代には姫

により土地に税金が課せられるようになりまし。さらに日照りによる水不足が重なり、人々の暮らしは本当に厳しいものとなりました。

そのよう中、米作りに必要な水をもとめて疏水事業がスタートしました。この疏水事業はいなみ野台地から遠く離れた淡河川(今の神戸市北区)から水を引くという正に国家的プロジェクトであり、当時としては最新の技術であった山と谷を越えるためのサイフォン工法、そしてそれに使用するイギリス直輸入の鉄管などが活用されました。多くの住民

方から水を引き、まさに血の滲む努力の末に豊かな水に恵まれた現在の稲美町を作り上げました。

現在も、甲子園の12倍の面積を誇る兵庫県最大の加古大池や、兵庫県内では最古の白鳳3年(西暦675年)築造と言ひ伝えのある天満大池をはじめ町内に大小88か所のため池が点在し、ため池の面積は町の面積の実に約11%を占めています。この豊かな水を利用し、町内では稲作のほか西日本有数の収穫量を誇る六条大麦、ハウス園芸や露地栽培による野菜づくりが盛んで、年間を通

路藩の援助を得て大規模な新田開発が進むとともに、多くのため池がこの頃に築造されました。それでも元々雨が少なく、大きな川も無い地域であったため、米作りに必要な水を十分に得ることが出来ず、度々水をめぐって集落同士の争いが起こったそうです。そのため、古くから水の少ない土地に適した綿花栽培が盛んに行われていました。

明治時代に入ると、いなみ野の地にも激動の波が押し寄せてきました。外国から安い綿が輸入され綿が売れなくなり、また、「地租改正」

がその工事に従事し、難工事の末、明治24年に水路総延長26・3kmにも及ぶ淡河川疏水が完成しました。当時の人々の喜びは図り知れず、耳を澄ませば今でも「水だ、水がきたぞー」と歓声が聞こえてきそうです。その後、淡河川疏水に続いて山田川疏水も完成し、この地域は一大穀倉地帯となりました。

現在、淡河川・山田川疏水は、東播用水事業として引き継がれ、さらには近代化遺産として「世界かんがい施設遺産」にも登録されています。

そして、この疏水事業を地元の人々とともに推進したのが、初代加古郡長である北条直正氏で、国や県と粘り強く交渉するなどして人々の窮状を救ったのです。

北条直正氏は疏水事業だけではなく、当時の明治政府が進めていた殖産興業にのっとり、ワイン醸造を指す日本で最初の国営の葡萄園の誘致にも尽力しました。しかしながら、明治13年に開園した国営播州葡萄園は、軌道にのりかけたものの明治18年に害虫のフィロキセラの発生や台風の影響などにより大きな被害を受け、その後の国の政策転換などもあって、廃園となってしまいました。やがて水田へと形を変えて、時の流れとともに、そこに葡萄園や醸造場があったことは人々の記憶から失われましたが、平成8年に地中から醸造場の跡地が、翌平成9年には木箱に入ったワインの瓶が発見されました。もしも、この一大国家プロジェクトが成功していればという思いはありますが、その後の日本のブドウやワイン造りのための大きな遺産となったことは、紛れもない事実であると誇りに思います。

そして、令和の時代となり、稲美町も少子高齢化、人口減少、農業の担い手不足などの多くの課題がありますが、先人の築いたこの稲美町を住民の皆さまとともに守っていきたいと決意を新たに頑張っています。

Halloween Invitation

# ハロウィン ジャンボ

1等前後賞合わせて5億円  
1等3億円、前後賞各1億円

# 5億円

当さんのチャンス広がる!

# ハロウィンジャンボミニ

# 5,000万円

1等前後賞合わせて5,000万円  
1等3,000万円、前後賞各1,000万円

パソコンや  
スマホで  
ネット購入!

宝くじ公式サイト ▶ <https://www.takarakuji-official.jp/>

## 9月20日(水)同時発売

発売期間/9月20日(水)~10月20日(金) 抽せん日/10月27日(金)

2023年新市町村振興宝くじ 一般財団法人 全国市町村振興協会 各1枚300円

この宝くじの収益金は市町村の  
明るいまちづくりや環境対策、  
高齢化対策など地域住民の福祉  
向上のために使われます。